

市第 112 号議案

横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正

横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例（令和 7 年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 10 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 13 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 16 条第 6 号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削る。

第 18 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 20 条第 3 項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（職員の一般的要件）

第9条（第1項省略）

2 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

（第2項省略）

（虐待等の禁止）
防止

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（運営規程）

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

（第1号から第5号まで省略）

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(第7号から第11号まで省略)

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その乳児等通園支援事業者業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(第2項省略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 (第1項及び第2項省略)

3 この章において「余裕活用型乳児等通園支援事業」とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第22条第3項第1号及び第25条第2号において同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。同条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（次条第7号カ及び第22条第3項第2号において「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。